

個人住民税の特別徴収の推進について、今年度も引き続き、県と全市町村が共同して取り組みます。

長野県と県内市町村では、個人住民税の特別徴収を実施していただいていない事業者に対して、平成 21 年度から共同で特別徴収の実施について協力をお願いしてきました。

今年度も引き続き未実施事業者及び関係団体に対して特別徴収の推進について協力を依頼します。

1 個人住民税の現状

地方自治体の財政基盤の強化を目的とした平成 19 年度の所得税(国税)からの税源移譲により個人住民税の税収が増えた一方で、昨今の景気の低迷による企業収益、雇用状況の悪化等により未収金は平成 22 年度末で約 120 億円になっています。この増大する未収金は、地方自治体の財政運営だけでなく、税徴収の公平性の観点からも見過ごすことのできない課題です。

2 特別徴収の推進

そこで、長野県と県内全市町村は協力して、個人住民税の特別徴収を推進することによる滞納の未然の防止を目的として、個人住民税の特別徴収を行っていない事業者に対して平成 21 年度から実施について協力をお願いしてきました。

3 平成 23 年度の取組み

- (1) 実施主体 市町村、長野県
- (2) 実施期間 9 月から 12 月(予定)まで
- (3) 取組内容

内 容	方 法	計画件数等
未実施事業者への依頼	文書	3,700 件
	個別訪問	市町村による訪問 320 件 市町村・県による共同訪問 120 件
関係団体への協力依頼	訪問等	商工団体、税理士会等
一般住民向け広報	広報誌等	市町村の広報誌、ホームページ等

制度内容、これまでの取組等については、別紙を参照してください。

総務部税務課県税徴収対策室
担当：春日泰智・竹内秀水・中田 茂
電話：026-235-7050(直通)
026-232-0111(内線 2094)
FAX：026-235-7081
E-mail：zeicho@pref.nagano.lg.jp

総務部市町村課税制係
担当：小林利弘・油井法典・水野宗雄
電話：026-235-7068(直通)
026-232-0111(内線 2116)
FAX：026-232-2557
E-mail：s-zeisei@pref.nagano.lg.jp

総務部税務課課税係
担当：小林邦広・若林真一・中村淳子
電話：026-235-7048(直通)
026-232-0111(内線 2078)
FAX：026-235-7081
E-mail：zeimu@pref.nagano.lg.jp

個人住民税の特別徴収の推進について

1 個人住民税とは

個人住民税は、毎年1月1日現在の住所地において住民の方に納めていただく市町村及び県の税金です。個人住民税には、所得の額にかかわらず一定額を納めていただく「均等割」と前年の所得金額に応じて納めていただく「所得割」があり、税率は次のとおりです。

区分	市町村民税（年額）	県民税（年額）	計
均等割	3,000 円	1,500 円*	4,500 円
所得割	100 分の 6	100 分の 4	100 分の 10

* 1,500 円のうち 500 円は「長野県森林づくり県民税」としての超過課税分

2 特別徴収とは

- 個人住民税には、納税者の方が市町村に直接納付する「普通徴収」と、事業者（給与支払者）が給与から天引きして納税者（従業員）に代わって市町村に納入する「特別徴収」の2つの方法があり、いずれかの方法で納税していただいています。
- このうち、給与所得者の個人住民税は、地方税法第 321 条の 3 及び同法第 321 条の 4 並びにこれらの規定を受けた市町村の税条例によって、事業者の方に特別徴収していただく方法が原則とされています。

3 特別徴収のメリット

納税者（従業員）の利便性が向上します。

- 従業員の方が、わざわざ金融機関等へ納税に出向く手間を省くことができます。また、従業員の方の納税忘れを防ぐことができます。
- 普通徴収の場合は納期が年 4 回であるのに対し、特別徴収は年 12 回（毎月）なので、従業員の方の 1 回あたりの負担額が小さくなります。
- 平成 19 年度からの税源移譲により、多くの方々は個人住民税額が増加しているため、1 回あたりの納税額が少ない特別徴収への要望が強まっています。

事業者の事務負担は所得税の源泉徴収に比較して小さい。

- 個人住民税は、所得税の源泉徴収のような、個別の税額計算や年末調整の事務は必要ありません。市町村が税額計算を行い事業者へ住民税額を通知しますので、事業者は毎月の給与から税額を天引きし、市町村に納めていただきます。
- 従業員が常時 10 人未満の事業所には、申請により年 12 回の納期を年 2 回とする制度があり、事務を軽減することが出来ます。
- 金融機関が行っている住民税納付代行サービスを利用されると、金融機関に出向く手間が省けます（詳細は金融機関へお問い合わせ願います）。

徴収率の向上により、税収の確保が期待できます。

- ・ 自ら納付する普通徴収の徴収率が約 93%であるのに対し、特別徴収による徴収率は、ほぼ 100%となっています。
- ・ 平成 19 年度以降、税源移譲を契機として個人住民税の滞納額が大幅に増加し、県・市町村の財政を圧迫していますが、特別徴収の促進により税収確保が期待されます。

個人住民税の未収金の推移（別添 1 参照）

（単位：億円）

年度	H10	H18	H19	H20	H21	H22(速報)
県民税	21	26	35	43	49	44
市町村民税	52	61	68	75	80	76
計	73	87	103	118	129	120

4 県内の状況

本県における個人住民税の特別徴収の実施状況(平成 22 年度)をみると 70%となっており、全国平均の 71%を下回っています。平成 23 年度(速報)の本県の実施状況は、平成 21 年度から県及び市町村が共同して特別徴収の推進をしてきたこと等により約 71%に上昇しました。

給与所得者の特別徴収実施割合（平成 23 年度個人市町村民税：速報）

区分	特別徴収	普通徴収	計
納税者数	554,975 人 (70.8%)	228,693 人 (29.2%)	783,668 人

特別徴収実施割合の推移【出典：市町村税課税状況等の調】

（単位：%）

年度	H10	H18	H19	H20	H21	H22	H23(速報)
本県	70.6	66.5	66.8	67.5	67.1	70.0	70.8
全国	74.1	69.6	69.5	69.9	69.6	71.2	-

実施割合は市町村民税の納税義務者ベース

5 特別徴収推進のための取組

県及び市町村では、既に個人住民税の特別徴収を実施していただいている事業者との公平性を確保するとともに、普通徴収により個人住民税を納付されている従業員の方々の利便性を高め、さらには、増加している個人住民税の未収金を縮減することを目的に、平成 21 年度から特別徴収の実施促進を図るための取組を共同して進めています。

平成 21～22 年度の取組

- ・ 未実施事業者への依頼

市町村・県の連名による文書送付、市町村の単独又は市町村・県との共同による個別訪問等により、特別徴収を実施していない事業者へその実施を依頼しました。

実績

	依頼した事業者数	特別徴収に切り替えた事業者数	切替えた割合
平成 21 年度	6,851 件	483 件	7.1%
平成 22 年度	8,110 件	357 件	4.4%

個人住民税の当初課税時に特別徴収に切り替わった事業者数

- 関係団体への協力依頼

次の関係団体の本部及び支部等に対し、県・市町村が会員への制度周知等を依頼しました。

長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県中小企業団体中央会、長野県法人会連合会、関東信越税理士会長野県支部連合会、長野県青色申告会連合会、長野県納税貯蓄組合連合会、県内の各税務署

- 広報

広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ放送、年末調整説明会等を活用して、関係者へ制度周知を行いました。

平成 23 年度の取組

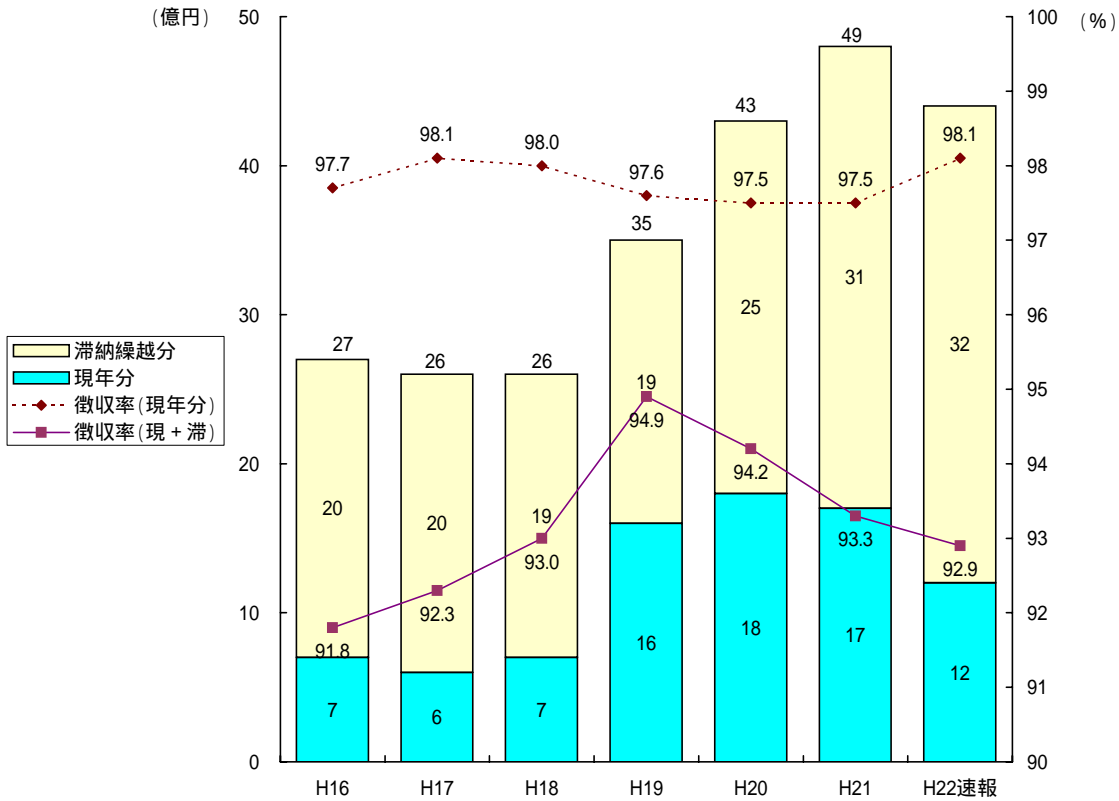
9月から12月にかけて、県下一斉に市町村・県が協力して以下の取組を行います。

内 容	方 法	計 画
未実施事業者への依頼 別添2のチラシを活用	文書送付	3,700件
	市町村による訪問	320件
	市町村・県による共同訪問	120件
関係団体への協力依頼	商工団体、税理士会等への訪問等	-
広報	広報誌、ホームページ等	-
その他	新規設立法人等への勧奨	通年

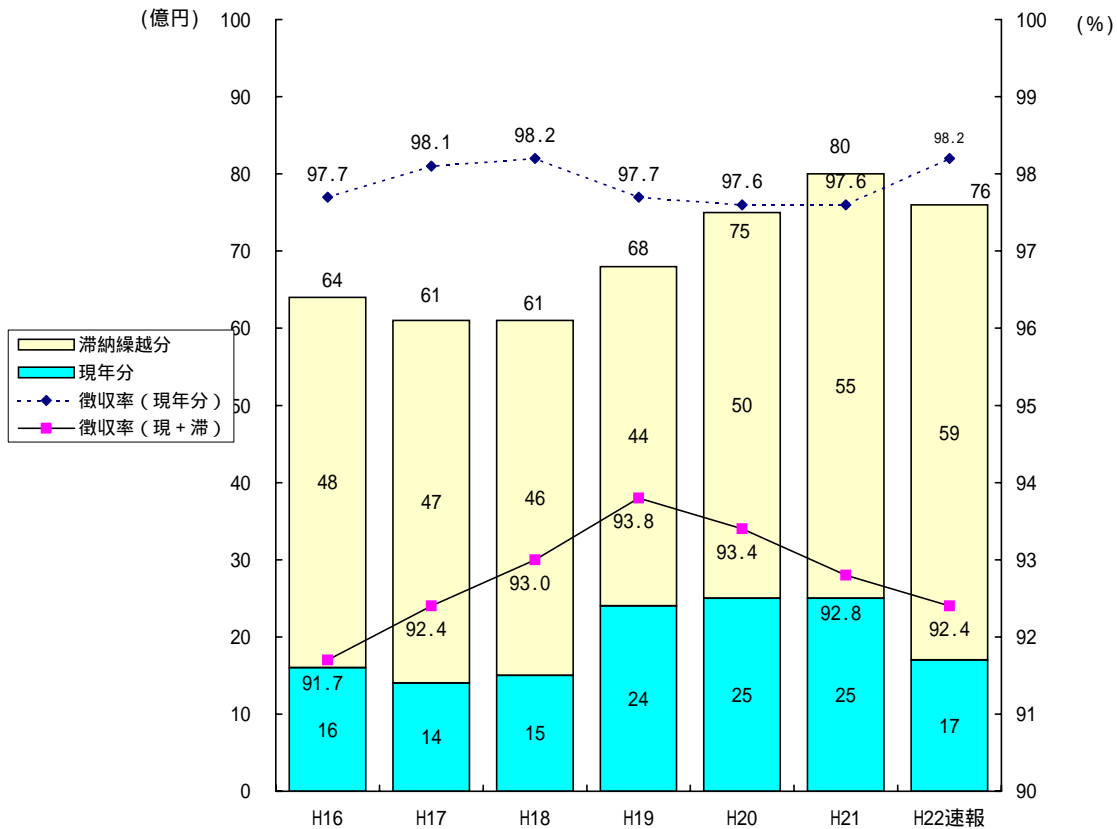
個人住民税の未収金額と徴収率の推移

[別添 1]

個人県民税



個人市町村民税



長野県と県内すべての市町村からの重要なお知らせです

個人住民税の特別徴収にご協力ください!!

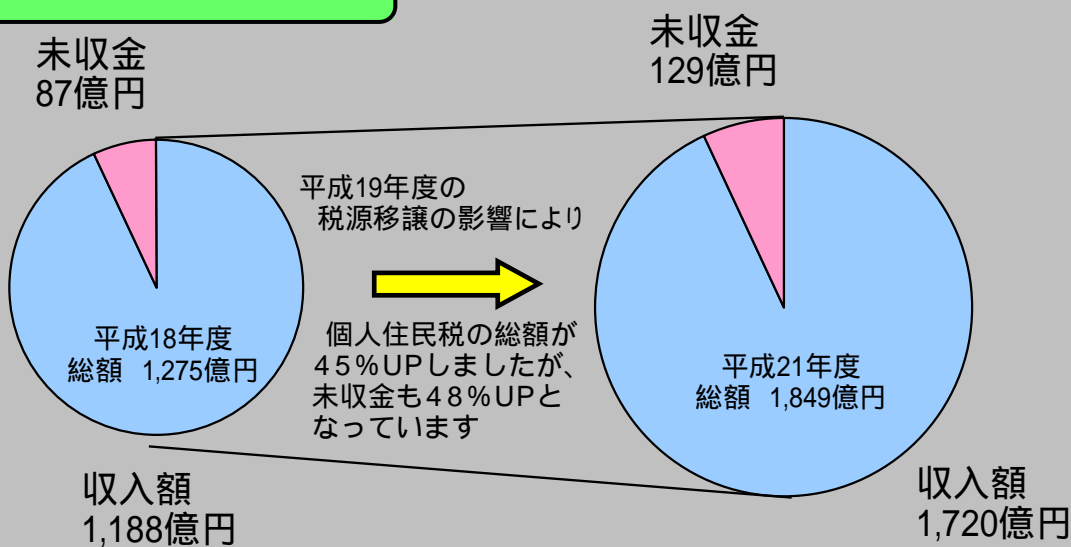
個人住民税の未収金の減少につながります。

個人住民税は、より豊かで住みよい地域をつくるための市町村と県の重要な財源の一つです。しかしながら、景気の低迷による個人所得の伸び悩みや雇用状況の悪化などを背景に、個人住民税の未収金が増加傾向にあります。(グラフ参照)

未収金が増加すると、市町村や県にとって新たな事業の実施ができなくなったり、各種補助事業が制約されるなど、住民や事業者の皆様を提供してきた行政サービスの維持にも影響を与えかねません。

そこで、**住民税納税義務者である従業員の方の納め忘れをなくすためにも、負担が少なく、便利な特別徴収の実施について事業者の皆様の御協力をお願いいたします。**

**個人住民税の推移
- 平成19年度の税源移譲による影響 -**



現状 (個人住民税 普通徴収)

所得税 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月

毎月給与から源泉徴収(天引き)

住民税 6月 8月 10月 1月

本人が年4回支払い

平成19年度の所得税から住民税への
税源移譲により住民税額が増えています。
【例:課税所得190万円の従業員の場合】

	移譲前		移譲後	
	税率	税額	税率	税額
所得税	10%	190,000円	5%	95,000円
住民税	5%	95,000円	10%	190,000円

普通徴収(年4回支払)の場合
・・・1回あたり47,500円の負担

特別徴収にした場合

所得税 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月

毎月給与から源泉徴収(天引き)

住民税 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月

毎月給与から特別徴収(天引き)

特別徴収にすると、普通徴収に比べて
1回あたりの負担額が少なくなります。

特別徴収(年12回支払)の場合
・・・1回あたり約16,000円の負担

特別徴収の方法による納税のしくみ



特別徴収による納入方法

STEP 1 (イメージ図の ~)

年5月に市町村から事業者(特別徴収義務者)あてに送付される「特別徴収決定通知書」に基づき、記載された税額を毎月の給与から天引きします。
所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

STEP 2 (イメージ図の)

通常の場合(従業員が常時10人以上の事業所)

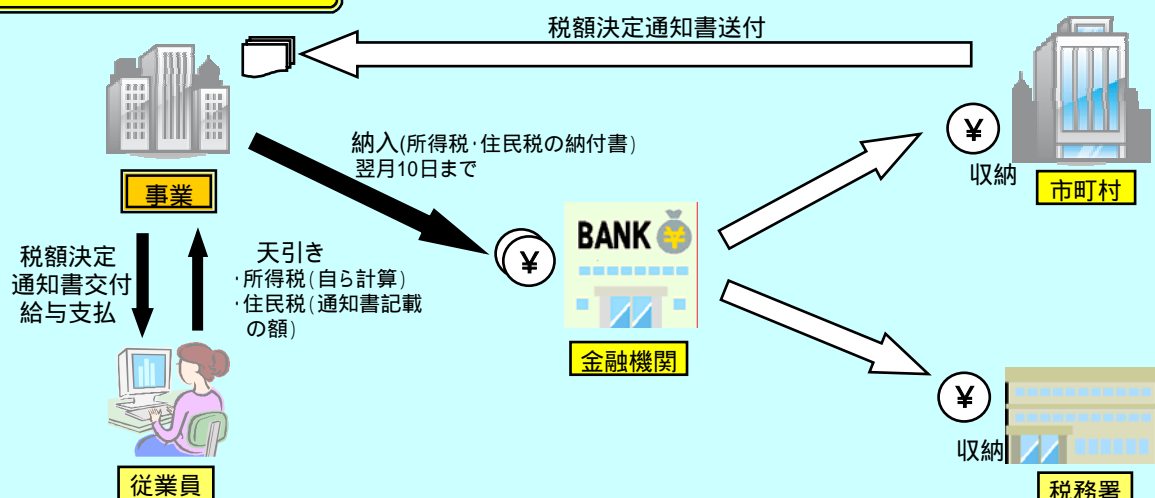
天引きした各従業員の住所地の市町村ごとの合計税額を、翌月10日までに所得税の源泉徴収と併せて各市町村の指定金融機関において市町村の納入書により、市町村ごとに納入していただきます。
(口座振替により納入することもできますので、各市町村にお尋ねください。)

従業員が常時10人未満の事業所(小規模事業者)の場合

通常従業員の給与からの天引きは毎月行いますが、市町村に申請していただくことにより、年12回の納期を年2回納入する特例制度がありますので、金融機関へ出向いて振り込む負担を軽減することができます。

6月～11月までの分 ……12月10日まで
12月～翌年5月までの分 ……翌年6月10日まで

特別徴収のイメージ



平成21年度から特別徴収未実施事業者の皆様にご協力をお願いしてきた結果、約1,000の事業者様に新たに特別徴収を実施していただいております。

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、今さら特別徴収をしないといけないのですか。

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。(地方税法第321条の4及び各市町村の条例による。)
また、平成19年度に所得税から住民税への税源移譲が行われ、多くの方は個人住民税額が増加しました。
そのため、年4回納付書により納税をしている方からは、年12回払いである特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくてすむため、「特別徴収に切り替えて欲しい。」との要望が増えています。

Q2 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかりますが。

A 住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする必要がありません。
市町村が給与支払報告書等に基づいて税額計算を行い、各事業者へ住民税額を通知しますので、事業者の皆様には給与支払の際に税額を徴収(天引き)していただき、各市町村に納めていただくこととなります。
また、金融機関が納入を代行する住民税納付代行サービスもありますので、詳しくはお取引の金融機関等へお問い合わせください。

なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があり、振込のため金融機関に出向く手間を軽減することができます。

Q3 特別徴収をすることで何かメリットはありますか。

A

- ・ 事業所(給与支払者)の皆様が、官公庁の事業に参加する場合や、補助金等を申請する場合に、特別徴収の実施を確認する場合があります。
- ・ 特別徴収をすると、従業員の方がわざわざ金融機関等へ納税に出向く手間を省くことができます。そのため、納め忘れによる滞納や納税証明書がとれないことを防ぐことができます。
- ・ 従業員の方にとって年4回納付書で納税するよりも、年12回の特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくなります。

Q4 新たに特別徴収により納税するためには、どんな手続きをすればいいのですか。

A 新たに特別徴収を始めていただける事業者や、もっと詳しい説明をご希望される事業者の皆様におかれましては、是非従業員の方がお住まいの市町村へ直接お問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

(【問い合わせ先】長野県各市町村住民税担当課 <給与支払報告書提出先の市町村>
長野県総務部市町村課 電話 026-235-7068 (直通)
長野県総務部税務課 電話 026-235-7048 (直通))